

1. 現行の指針の概要

消防本部及び署所において消防法令等に基づく立入検査その他の予防事務に専ら従事する予防要員の算定基準、最低限必要な要員数及び予防技術資格者の配置について示している。

予防要員数は、立入検査、消防同意、消防用設備等の設置時検査、火災原因調査、防火指導等及び違反処理などの狭義の予防事務に要する人員数と、危険物施設の許認可、完成検査等の危険物事務に要する人員数とを合算した数としている。

① 予防事務に要する人員数

予防事務に要する人員数の算定指標は、予防事務量と密接な相関関係にある特定防火対象物数（注1）、非特定防火対象物数（注2）及び一戸建て住宅数とした上で、人口10万人の標準団体における必要な人員数を指針の根拠としている（表1）。

（注1）特定防火対象物：不特定多数の者が出入する防火対象物（百貨店、旅館、病院等）

（注2）非特定防火対象物：特定防火対象物以外の防火対象物

実際の算出方法は表2のとおり。

なお、平成26年の改正時に、立入検査や違反処理に係る執行体制の充実強化を図るため、人口10万人の標準団体における必要な人員数を2人増員している。

（表1）人口10万人の標準団体における予防事務に要する人員数

算定指標	算定指標数	人員数	
			業務別
特定防火対象物	730	12人	・立入検査：8人 ・違反処理：2人 ・消防同意：2人 ・消防用設備等設置時検査：2人 ・火災原因調査：1人 ・防火指導等：2人
非特定防火対象物	2,400	2人	
一戸建て住宅	22,000	3人	
		（交替制勤務員が兼務可能）	
計	-	17人	

（表2）予防事務に要する人員数の算出方法

特定防火対象物数	×	12/730	=	(a)
非特定防火対象物数	×	2/2,400	=	(b)
一戸建て住宅数	×	3/22,000	=	(c)
予防事務に要する人員数			=	(a)+(b)+(c)

② 危険物事務に要する人員数

現行の基準は、危険物施設150施設当たり1人の要員を配置するように算定された人員数に（平成12年の指針改正時に消防施設整備計画実態調査結果に基づき設定）、施設区分ごとの補正係数（事故発生率や審査、検査等に要する時間により算出。平成17年の指針改正時に設定）を加味したものを指針の根拠としている（表3）。

実際の算出方法は表4のとおり。

（表3）危険物施設区分及び補正係数

施設区分	係数
A 予防規程を定めなければならない施設（給油取扱所を除く。）	1.8
B 製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、一般取扱所のうちA以外の施設	1.0
C 地下タンク貯蔵所及び給油取扱所の施設	0.9
D 屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び販売取扱所の施設	0.7

（表4）危険物事務に要する人員数の算出方法

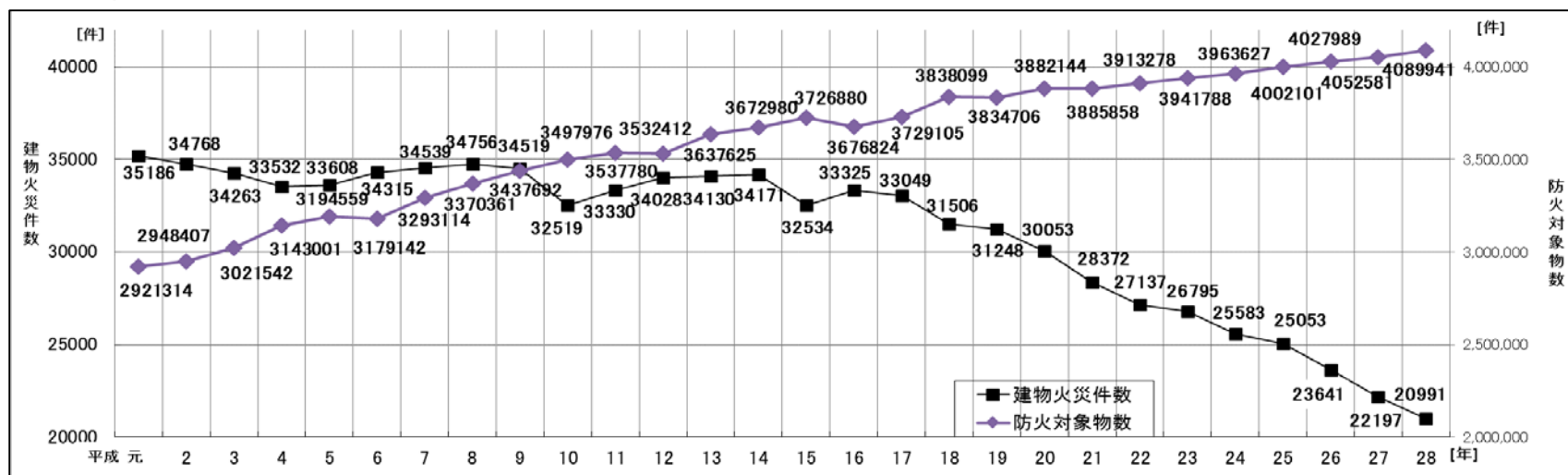
$$\text{危険物事務に要する人員数} = (\text{施設区分ごとの危険物施設数} \times \text{施設区分ごとの補正係数}) \text{の合計} \times 1 / 150$$

2. 現状と課題

① 予防事務に要する人員数

出火件数は、平成元年から平成17年の間はほぼ横ばいで、平成18年以降は年々減少している一方、防火対象物数は、平成元年以降年々増加していることから、予防業務の効率化を更に推進していく必要がある。（図1）

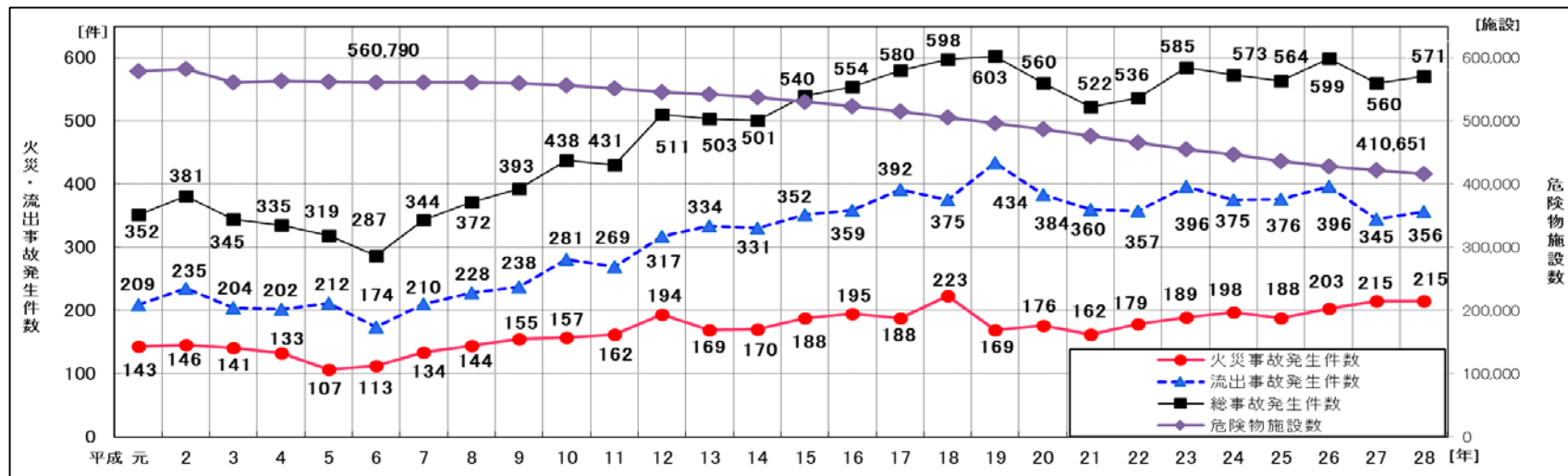
（図1）防火対象物数と建物出火件数の推移



② 危険物事務に要する人員数

危険物施設数は年々減少している一方、危険物施設の事故発生件数は、平成19年をピークとして、依然として高い水準で推移していることから、事故防止対策を更に推進していく必要がある。(図2)

(図2) 危険物施設数と危険物施設における事故件数の推移



3. 対応策・考え方

① 予防事務に要する人員数

- 平成26年の指針改正時に、予防事務に要する人員数を15人から17人に2人増員し、立入検査及び違反処理の執行体制の強化を図っている。平成27年以降、更なる増員要因が生じておらず、直近の防火対象物実態等調査結果に基づく算出においても、予防事務に要する人員数が17人となることに変わりがなかったことから、人員数の見直しを行う必要はないと考えられる。
- 防火対象物数が平成元年以降年々増加していることや、今後の高齢化の進展や社会変化等に伴い、自力避難困難者が利用する施設数が増加見込みであること等から、立入検査の効果的な実施や支援策等を通じ、予防業務を着実かつ効果的に実施していく取組を検討する。

② 危険物事務に要する人員数

- 現行規定において、危険物施設150施設に1人の危険物事務に要する人員を配置することとしているが、直近の消防施設整備計画実態調査結果に基づく算出においても、危険物施設150施設当たり1人の要員を配置することに変わりがなかったことから、人員数の見直しを行う必要はないと考えられる。
- 危険物施設の事故発生件数は、高い水準で推移していることや、危険物施設の高経年化により点検・維持管理の重要性が増していること等から、危険物取扱者や予防技術検定の資格取得の促進等を通じた危険物業務に関する知識、技能を有する職員の育成や、効果的な立入検査、違反是正等を通じた事故防止対策の推進により、指導体制の充実を図るための取組を検討する。

③ 予防要員数に勘案する実情について

原子力施設においては、防災訓練を実施する際の立ち会い、防災計画等の作成等の予防業務が発生しているものの、予防要員数の算定指標に原子力施設を含めていない。

原子力施設に係る業務量や原子力発電所の所在する消防本部は、限定的（15本部）であることから、条文に規定するのではなく、解説の中で、「市町村ごとの固有の実情」の例示または質疑応答として「原子力施設の立地」を記載する対応が適当ではないか。

④ 予防要員の知識及び技術の更なる向上について

予防要員については、消防本部及び消防署に火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして予防技術資格者を1名以上配置することとしているが、厳格な違反処理の推進や防火対象物の多様化・複雑化等に伴い、これまでより一層の高度な知識及び技術が求められるところであることから、より多くの実務に精通した職員が確保できるように、資格取得の推進等の取組を検討する。

⑤ 予防要員と警防要員の兼務について（消防力の整備指針第33条関係）

防火対象物の増加や立入検査実施率の低下などから、兼務の範囲を拡大することも考えられるが、平成26年の前回改正時に予防要員を増員し、兼務の範囲を拡大したことに加え、前回改正時から現在まで、予防要員のさらなる増員、兼務範囲の拡大に至るほどの防火対象物の増加や社会的影響の大きい火災は発生していないことなどから、現時点では兼務範囲の拡大の必要性はないものと考えられる。

（参考）消防力の整備指針第33条【兼務の基準】概要

（予防要員と警防要員の兼務）

予防要員については、業務内容の重要性、高度な専門性などから、専従の職員を充てるのが適当と考えられるが、一方で、業務の執行に必要な知識等を有すると認められる警防要員が、予防要員を兼務することも有効な人材活用方策と考えられる。また、厳しい財政状況の中、必要な予防要員のすべてを専従の職員とすることは難しい面もあることから、必要な予防要員の数の一部について、警防要員を充てることとしている。

（表1）予防要員と警防要員の兼務の基準

概要	要件等
警防要員と予防要員の兼務	次の①②の合算を超えない範囲内の予防要員については、予防業務の執行に支障がない範囲に限り、警防要員を充てることできる。 ①特定防火対象物以外の防火対象物の数に2,400分の2を乗じて得た数に2分の1を乗じて得た数 ②一戸建て住宅の数に22,000分の3を乗じて得た数

（表2）兼務要員の算出方法

特定防火対象物数	× 12/730	= (a)
非特定防火対象物数	× 2/2,400	= (b)
一戸建て住宅数	× 3/22,000	= (c)
予防事務に要する人員数		= (a) + (b) + (c)

